

環境社会配慮審査会設置要項案

1. 趣旨

この要項は、国際協力機構が行う環境社会配慮に関する環境社会配慮審査会(以下「審査会」という)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務

環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、審査会は次の答申を行う。

- (1) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの支援の是非について
- (2) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの助言について
- (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断、及び実施する手続きについて
- (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について
- (5) その他の諮問する事項

3. 構成

- (1) 審査会は、7 から 9 名程度の委員から構成される。
- (2) 委員は、法律、社会環境、自然環境、公害、住民移転の専門性を有する者を環境社会配慮担当役員が委嘱する。必要に応じて臨時委員を委嘱する。

4. 委員の任期

各委員の任期は原則 2 年間とし、交代は半数ずつ行うものとする。

5. 委員長

審査会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

6. 開催

- (1) 委員長は、審査会を招集し、原則として毎月 2 回開催する。
- (2) 審査会には機構関係者が出席できるものとする。

7. 会議

- (1) 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8. 情報公開

審査会は公開し、当日の参加を認める。また、審査会の結果はホームページを通じて公開する。

9. 庶務

審査会の庶務は、企画・調整部環境社会配慮審査室が処理する。

10. 委任

この要項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

以上

国際協力機構（JICA）環境社会配慮審査会委員募集要項(案)

1. 募集人数

7名から9名程度

2. 委員の要件

- (1) 環境社会配慮に関連する法律、社会環境、自然環境、公害、住民移転の専門分野に対して、知見と実務経験を有すること。
- (2) 毎月2回程度の会合に参加可能なこと。
- (3) 必要に応じて現地視察が可能なこと。
- (4) 英語と日本語に堪能なこと。
- (5) JICA と雇用または契約関係にないこと。
- (6) JICA 国内支援委員ではないこと。

なお、人選にあたっては、年齢・国籍・性別は問わない。

3. 選定プロセス

- (1) 所定の履歴書を、平成16年 月 日（ ）から同年 月 日（ ）までの間に国際協力機構（JICA）環境社会配慮審査室に提出してください。
- (2) JICA が設置する選定委員会が書面審査により第一次選考を行います。第一次選考通過者に対して、平成16年 月 日（ ）から 月 日（ ）の JICA が指定した日時に面接を行います。
- (3) 上記選考委員会は、大学、NGO、産業界、JICA からのメンバーから構成されます。

4. 委員の任期

委嘱日から原則2年間とする。

5. 業務内容

環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、審査会として次の答申を行うこと。

- (1) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの支援の是非について
- (2) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの助言について
- (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断と実施する手続きについて
- (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について
- (5) その他の諮問する事項

6. 処遇

JICA の規定により謝金と旅費をお支払いいたします。